

総務民生常任委員会記録

1. 開催日時 平成 30 年 12 月 13 日（木） 午前 9 時 30 分
2. 場 所 市議会議事堂
3. 出席委員 吉津委員長・江原副委員長・田村委員・三輪委員・
長尾委員・岩藤委員・橋本委員・綾城委員
4. 委員外出席議員 武田議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 永田局長・岡田次長・佐伯書記
8. 協議事項
12 月定例会本会議（12 月 7 日）から付託された事件（議案 9 件）
9. 傍聴者 あり
10. 会議の概要
 - ・ 開会 午前 9 時 30 分 閉会 午前 10 時 03 分
 - ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

平成 30 年 12 月 13 日

総務民生常任委員長

吉 津 弘 之

記 録 調 製 者

佐 伯 加 寿 馬

吉津委員長 おはようございます。本日の出席委員については委員 8 人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、総務民生常任委員会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくよう、お願いいたします。また、委員におかれましては、本委員会での表決の際に挙手をされない方は、反対として取り扱いますのでご了解願います。それでは、これより、本会議で本委員会に付託されました議案 9 件について、審査を行います。はじめに、議案第 3 号「長門市部課設置条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

藤田企画総務部長 おはようございます。提案説明、参考資料のとおり、地域包括支援センター事業を拡充し、地域包括ケアシステムの深化、推進を図るため、現行の福祉課を地域福祉課と高齢福祉課に再編するものです。また、新設する高齢福祉課に福祉総合相談窓口設置にあたり、地域の相談支援機関等をコーディネートする相談支援包括化推進員を設置することとしております。

吉津委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

田村委員 おはようございます。非常に難しいあれですけども、基本的にはやっぱり県内の他市に合わせるような形で、それと高齢福祉の充実に向けて組織改編が出ていると思いますけれども、一番お聞きしたいのは、ここに私が今持っていますのは、本会議で林哲也議員が質疑をしたときの執行部のご答弁の回答であります。これを見ながらやっているんですけども、基本的には今後本市においても高齢者や障害者、生活困窮者などが社会的孤立とならないよう、相談支援機関の体制づくりという形で、もちろんほかのこともありますけども。この総合相談支援体制を強化すると。あるいは組織横断的な相談体制とかいろいろあるんですけども、この相談事業の中に、たとえば認知症総合相談事業というのが今健康増進課が担当でやっていらっしゃるんですけども、これも今度高齢福祉課のほうに担当替えになるのか。そのあたり確認をさせていただきま

川野市民福祉部長 おはようございます。総合相談窓口、一応今新しくできます高齢福祉課内に設ける計画でおりますけども、これにつきましては共生社会の実現という部分で横の繋がりを持ちながら丸ごと進めていくということで今計画をしているところでございます。総合相談窓口が全ていろんな問題について相談を受けて、そこが解決していくということだけではございません。あく

までもそれを今度はいろんなところに繋いでいく、いろんな課に繋いでいくということでございますので、認知症問題につきましては、従前どおりの健康増進課であったりとか、そういうところが請け負っていくことになりますけども、そういった相談に来られた方に対してその相談窓口が総合的に相談を受け付けて、そこから繋いでいくという形になろうと思います。

田村委員 そうしますと、今本庁の中野課長がやっておられるところの総合窓口課、あそこにも相談の窓口が確かあると思うんですけども、それとの兼ね合いはどんなふうになるんですかね。

川野市民福祉部長 総合窓口課にあるわけではございません。あれは市民相談のことだと思いますけども、あれは一応管轄としては市民活動推進課が管轄になっていますけど、それはそれとしまして、そういった市民相談については消費生活相談とか、そういったことにつきましてはそちらのほうで受けていただく。あくまでも福祉的な相談、そういうことを福祉総合相談窓口でやっていくとなりますけど、そのへんのすみ分けは総合窓口あたりでしっかりと分けていくという今考えではおります。

田村委員 そしたらあれですね、これは提案ですけども、福祉のほうの窓口については福祉総合窓口とかそういうのを付けないと、ちょっと混乱するかもしれないね。それと、地域包括支援センターですけども、これは今後の大きな課題で、しかも課題が大きすぎてなかなか対応ができない部分もあるんですけども、これについては健康増進課から離れると言いますか、新しい高齢福祉課のほうで請け持つというふうに考えて良いんでしょうか。

川野市民福祉部長 今委員さん言われたように、包括支援センターにつきましては、今度新しくできる高齢福祉課内に設置する予定としております。

田村委員 それと、実際にスペース的に見て、今のスペースではとても包括が入ってこれるスペースはないですね。今地域医療センターですかね、正式名称なかなか覚えられんけども。あそこに基幹が来年度から入るんですかね。おそらく新庁舎にならないと、統一的な体制は取れないと思うんですけども、それまではどういうふうになっていくのか、組織の体制が。そのあたりは、今後のことですけどもお分かりになりますかね。

川野市民福祉部長 現計画でお話させていただきますけども、一応包括はこちらのほうには入るスペースはございません。それもありますけども、9月の議会のときにもお話させていただきましたけども、一応包括を委託ということで西と東を考えております。そして本庁のほうへ基幹型という形で考えておりますので、その基幹型につきましても一応4月からは今の現地域医療連携センター内に置きます。そしてその中に東の委託も一緒にやっていただく。そしてそこで市としても新たな委託先のほうへ、しっかりと指導も込めながら一緒にやっ

ていく中で、レベルを上げていくという考えであります。そして、新庁舎ができましたときには基幹型については新庁舎のほうに入っていくという形で、スムーズに移行ができるようにという考えであります。

田村委員 これでは最後にしますが、補足説明でもありましたが、相談支援包括化推進員ですかね。新設という形で出ていますけど。これはどういう役割で、どこに配置されるのか、何名くらいとかそういうことをちょっと教えてください。

松尾健康増進課長 相談支援の包括化推進員の業務内容につきましては、保健と福祉の相談に対応する実際の多様化、複合化する相談に対しての実際に関係する相談支援の機関等に適切にコーディネートしていく役割があります。詳細の業務内容としましては、多機関の協働による包括的支援体制に対する業務として、その相談に対するプラン作成、支援計画の作成であったり、また、その相談支援機関等の連絡調整、そして相談支援の実施状況の把握であったり、助言・指導等連携した全体的な一体化した相談支援をコーディネートしていく役割というふうに示されております。

田村委員 ということはこれは各機関、ケアセンターはもちろん西東のそれぞれに1人ずつくらい配置するとかそういう感じですか。それとも基幹だけに配置するのか。

川野市民福祉部長 今の新庁舎ができるときに、先ほど申しました福祉総合相談窓口を作りますので、そこに配置するということになりますので、1名ということになります。ただ、4月段階では新庁舎ができていませんので、一応今考えとしては新しくできる高齢福祉課の中に置くようには考えております。どちらにしても推進員は1名という、現段階では1名ということで考えておるところでございます。

田村委員 これは何か特別な資格か何かいるんですか。保健師資格とかケアマネ資格とかそういう資格は特にいるんですか。

松尾健康増進課長 この資格要件につきましては、実際の実施要領に示されております。内容の資格としましては、社会福祉士等の相談援助に関わる資格習得者や、福祉分野における相談支援機関で実務経験を有するものなど、やはり地域の相談支援の機関等に適切にコーディネートできる役割を有する業務の中で、実際にそれを適応できるような能力を有する。そういう社会福祉士等の資格要件が示されております。

田村委員 そうすると、それはその方を決定するのはどこが決定するんですかね。採用の決定というのはどこが。この方にしようとか、この方が良いんじゃないかとか選考してね。選考会みたいなものがあるのかどうか。そのあたりは。これは職員待遇ではないですよ。16万3,000円という報酬の金額から見ても、

特別職みたいな。どういう身分になるんですかね。そのあたりはどうでしょうか。

松尾健康増進課長 この実際の資格要件として、社会福祉士等の資格を有するという業務に応じた対応能力というふうに示されておりますので、現地域包括支援センターで社会福祉士等が実際総合相談に対応している業務に通じておりますので、そういう資格に要した非常勤の特別職と嘱託等の職ということの対応で考えております。

三輪委員 今言われました総合支援包括化推進員ですか、多機関をコーディネートしながら総合的な支援を行うという、大変ものすごい難しい 1 人で背負うには大変重いような仕事だと思うんですが、その点はどうなんですかね。

川野市民福祉部長 これまでも福祉総合相談窓口となりますと、本当に多岐にわたってまいりますので、今現在では 2 名体制で正職の職員と今の嘱託職員の 2 名体制を今考えておるところではございますけども、今後いろいろとやっていく中で、2 名体制が良いのかどうかというのはまた考えていかなくちゃいけないとは思っておりますけども、現段階では正職員と今の嘱託職員の 2 名体制で進めていこうという考えではおります。

三輪委員 だから 2 名体制を 1 名でまず行うということで、その方を支援する体制ですよ。高齢福祉課においてもですね。その体制をやっぱり十分整えていかないと、その方 1 人に大変重責を担わすということになりますので、その点をしっかりやっていただけたらと思いますけど、どうですか。

川野市民福祉部長 今言われましたように、これは重要なポジションになっていきますので、そのへんは課の中でしっかりと支援というか協力をしながらやっていく考えでおります。

岩藤委員 新しい課が増えることによって職員数と言いますか、人数配分がどのようになるのかお尋ねしたいと思います。

藤田企画総務部長 まだ現在採用試験も全て終わっておらない段階なので、全体の人数等も確定していないんですけど、今後は定員適正化計画によって、今年の 4 月の定員が職員が 466 人だったんですけど、これを定員適正化計画では 461 人に減らすということとなっております。そういったことも踏まえて全体のバランスに配慮しながら業務量等を勘案しながら配置人数等については決めていきたいと思っておりますので、現時点で何人ということはまだ決めていないところであります。

江原委員 今までの議論の中で、福祉相談総合窓口ができるということと、包括支援センターが拡充されるというのは分かったんですが、この組織変更によって、そのほかに何か市民にとってこういうことが改善されるとか、こういうメリットがあるということはほかにはないんでしょうか。たとえば今評判の悪

い介護認定が2ヶ月も3ヶ月もかかるとか、そういったことが改善されるとか、そのほかに何か改善されることというのはあるんですか。

川野市民福祉部長 これにつきましては、先の議会のときに市長が答弁しておりますけども、やはり高齢者施策が今までは2課に渡っていたと。しかも場所が離れていたというところもありますので、今度は1つのフロアの中で行われうることによって、しっかりとそのへんが1フロアでできるということは、市民の方にとっても非常に分かりやすいと申しますか、スピーディーになってくることだと思いますので、それが一番メリットかなと今考えております。それから今介護保険のことが出ましたけども、介護保険の認定ですか。認定はこれは基本的には申請から1ヶ月はかかるというのは、どうしても医師の意見書とかそういうのが、それがやっぱりどうしても時間がかかってきたりとか、それから調査をやっていくとどうしても、それから審査会がありますので、そうなってくると1ヶ月はかかりますということで、だいたい今申請から1ヶ月くらいでの決定という形にはなっておりますけども、これが今度2課に分かれることによって早くなるかと言われると、そういった手順を踏んでいかなくてはいけないという部分がありますので、これがイコール早くなるということにはならないかなと思っております。

綾城委員 地域包括支援センターの事業拡充ということで、以前地域包括支援センターを指定管理に出していくと。西と東ということで。これはもう業者は決まったんですかね。

川野市民福祉部長 これにつきましては10月末まで公募をかけまして、一応今2ヶ所予定しておりますけども、それ以上の事業所から公募がございました。それを今度審査会にかけまして、一応それぞれ今東と西の事業所につきましては1事業所ずつ、2事業所は決定はしておりますけども、今後また、今2月1日に契約をする予定で進めておりますので、ここで今ちょっと、どこの事業所というのは差し控えたいと思いますけども、今2事業所は決まったというところでございます。

田村委員 ちょっと確認ですけども、これは先ほど言いました本会議の答弁の中で、こうあるんですけども、福祉課と健康増進課の役割の分担が書いてあるんですけどね、総合相談窓口、これは今度高齢福祉課のほうになると。これはこれで良いですね。今の健康増進課がやっていたのはそこから離れると。それと権利擁護事業、これも健康増進が今やっておられますけど、これも高齢福祉課のほうに移る。介護予防もこれは健康増進課のままでしょうね、おそらく。どうですか、そのあたり。

松尾健康増進課長 介護予防、今委員のほうが言われたように、権利擁護等は高齢福祉課のほうにそのまま業務として移っていきますが、同じ介護予防につ

きましても、地域包括支援センターが実際実施する業務というふうに示されておりますので、そのまま所管のほうの業務として移ることになります。高齢福祉課のほうの業務というふうになるということでございます。

田村委員 在宅医療介護連携というのは、これは健康増進課のほうの担当になるんですかね。

松尾健康増進課長 在宅医療介護連携の内容につきましては、介護保険で地域包括支援センターの業務の中に示されている 1 つでございまして、包括支援センターの業務として高齢福祉課のほうの業務となります。

田村委員 認知症総合支援事業については健康増進課が今までどおりという形。これもまた違うのかな。

松尾健康増進課長 全体の包括的支援事業、地域支援事業につきましては、介護予防、権利擁護、認知症、そういう高齢者への介護予防的な事業につきまして、包括支援センターが実施しておりますので、業務としては高齢福祉課のほうに移ります。ただ、一般の方のいろんな健康づくりの中に認知症予防というものもちろんですので、そういう中で健康増進課、高齢福祉課それぞれの役割の中に一体的に業務を行っていくことになります。

吉津委員長 ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 3 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 3 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 4 号「長門市職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

藤田企画総務部長 提案説明、参考資料のとおり、地方独立行政法人法の改正に伴い、条文の整理を行うもので、特に補足説明はございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 4 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 4 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 11 号「長門市過疎地域自立促進計画の変更について」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

藤田企画総務部長 過疎地域自立促進特別措置法によりまして、過疎地域に指定された自治体につきましては、地域の自立促進を図るため、必要な事業計画を策定し、その計画実施にあたっては、過疎対策事業債の発行、国庫補助の嵩上げなど、財政上の特別措置を受けられるようになります。特別措置法第 6 条では、過疎地域の市町村は議会の議決を経て、過疎地域自立促進市町村計画を

定め、また変更することができるとされています。そのため、現行の長門市過疎地域自立促進計画について、参考資料にも掲載していますが、13 事業の追加など、計画内容を変更することについて市議会の議決を求めるものであります。

吉津委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 11 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 11 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 13 号「平成 30 年度 長門市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

川野市民福祉部長 補足説明は特にございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 13 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 13 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 15 号「平成 30 年度 長門市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

川野市民福祉部長 補足説明は特にございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 15 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 15 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 16 号「平成 30 年度 長門市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

川野市民福祉部長 補足説明は特にございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 16 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 16 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 19 号「長門市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

藤田企画総務部長 提案説明、参考資料のとおり、特別職の期末手当につきまして、今年的人事院勧告給与改定に準じ、年間 3.3 月分を 0.05 月分引き上げて 3.35 月分に改正するもので、特に補足説明はございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 19 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 19 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 20 号「長門市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

藤田企画総務部長 国の給料法改正に準じまして、給料表の改定と勤勉手当の年間支給割合を 0.05 月分引き上げ、1.85 月分、期末手当と合わせまして 4.45 月分とするものです。正規の勤務時間以外の時間及び休日等におけます庁舎の管理等の勤務を命じられた場合に支給される、宿日直手当につきましては、新市での支給実績はこれまでございませんが、人事院勧告、国公に準じ限度額 4,200 円から 4,400 円に改定します。また、50 歳代後半層における給与水準を抑制するため、55 歳を超える職員につきましては、国家公務員に準じ、標準である良好の勤務成績では現行一般職 4 号に対し、1 号のところを昇給しないこととし、給与の上昇を抑制します。以上のとおり、職員組合とも国に準じた内容で改正することで合意したことから、長門市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するものです。

吉津委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 20 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 20 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。最後に、議案第 21 号「長門市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

藤田企画総務部長 任期付き職員のうち、本市での採用実績はございませんが、長門市一般職の職員の給与に関する条例の適用除外となります、特定任期付き職員の期末手当につきまして、人事院勧告、国公に準じ、年間支給割合を 0.05 月分引き上げ、3.35 月分とするものです。なお、特定任期付き職員以外の任期付き職員の特別給につきましては、一般職の職員の給与に関する条例により支給されます。

吉津委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。

ご質疑はありませんか。ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 21 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 21 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で、本委員会に付託された議案の審査は終了しました。これで総務民生常任委員会を閉会します。どなたもご苦労様でした。

— 閉会 10 : 03 —